

君津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 5 項の規定により、下記のとおり特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、同項において準用する同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定を取り消す郵便局の名称

- (1) 君津郵便局
- (2) 君津南子安郵便局
- (3) 君津外箕輪郵便局
- (4) 君津中野郵便局
- (5) 周南郵便局
- (6) 小糸郵便局
- (7) 秋元郵便局
- (8) 小櫃郵便局
- (9) 久留里郵便局

2 指定取消日

平成 27 年 9 月 30 日

平成 27 年 2 月 23 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦